

奈良県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六八号
- 三 道路の区域

区 間			区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
		前				
		A	A			
		四・五 六六・八	四・五 六六・八			
		三一九三・〇	三一九三・〇			
吉野郡十津川村大字長 殿三五八番先から 吉野郡十津川村大字長 殿四番三先まで						（仮称）一号 橋 LⅡ一九九・ 〇m （仮称）一号 トンネル LⅡ一三五二 ・〇m

後											
B											
四〇・〇 一〇・七 											